2026 年度 環境物品等の調達の推進を図るための方針

2026 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に準じて、循環型社会の形成に貢献するために、環境負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

Ⅰ. 特定調達物品等の調達の目標

2026 年度における個別の特定調達物品等（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

１．紙類（７品目）

・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

２．文具類（８７品目）

・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ）	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・ＯＡクリーナー（ウエットタイプ） ・ＯＡクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・ＯＡフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・ＯＨＰフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） ・クリアーホルダー ・クリアーファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート	

・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド	

３．オフィス家具等（１２品目）

・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

４．画像機器等（１０品目）

・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	新たに購入及びリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。

５．電子計算機等（４品目）

・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア	新たに購入及びリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。

６．オフィス機器等（５品目）

・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池	新たに購入及びリース契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。

７．移動電話等（３品目）

・携帯電話 ・ＰＨＳ ・スマートフォン	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

８．家電製品（６品目）

・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

９．エアコンディショナー等（４品目）

・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１０．温水器等（４品目）

・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とします。

１１．照明（３品目）

・ＬＥＤ照明器具 ・ＬＥＤを光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１２．自動車等（８品目）

・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・２サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。ただし、特種な用途に供する自動車を除く。

１３．消火器（１品目）

・消火器	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１４．制服・作業服等（３品目）

・制服 ・帽子 ・靴	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１５．インテリア・寝装寝具（１１品目）

・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１６．作業手袋（１品目）

・作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１７．その他の繊維製品（７品目）

・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１８．設備（１０品目）

・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水機器 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・地中熱利用システム	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

１９．災害備蓄用品（１０品目）

・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 ＊毛布 ＊作業手袋 ＊テント ＊ブルーシート ＊一次電池 （＊は他の分野と同品目）	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

２０．公共工事（７０品目）

公共工事については、定量的な目標は設定しないが、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械、工法を使用、もしくは目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進します。

（資材）

・建設汚泥から再生した処理土	調達を実施する場合は、建設発生土及び再生材の発生状況・適用条件を考慮した上で、埋め戻し材等において、その使用を推進する。
・土工用水砕スラグ	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、埋め戻し材等において、その使用を推進する。
・銅スラグを用いたケーソン中詰め材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・地盤改良用製鋼スラグ	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、サンドコンパクションパイルの地盤改良材において、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・高炉スラグ骨材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・フェロニッケルスラグ骨材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・銅スラグ骨材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・電気炉酸化スラグ骨材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・再生加熱アスファルト混合物	調達を実施する場合は、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、アスファルト舗装の基層・表層材料として、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。

・中温化アスファルト混合物	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・鉄鋼スラグ混入路盤材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・再生骨材等	調達を実施する場合は、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・間伐材	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、植栽工事における柵や支柱などで、高強度を必要としない場合などで、その使用を推進する。
・高炉セメント	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、早期強度等を必要としない場合に、その使用を推進する。
・フライアッシュセメント	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、早期強度等を必要としない場合に、その使用を推進する。
・エコセメント	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・透水性コンクリート	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、休憩施設の歩道の平板舗装などにおいて、その使用を推進する。
・鉄鋼スラグブロック	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・下塗用塗料（重防食）	調達を実施する場合は、鋼構造物の塗装などでの重防食下塗り塗料として、その使用を推進する。
・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、路面標示工において、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・高日射反射率塗料	調達を実施する場合は、建物の屋上・屋根等に塗装を施す工事で、その使用を推進する。
・高日射反射率防水	調達を実施する場合は、建物の屋上・屋根等において、その使用を推進する。

・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、休憩施設の歩道の平板舗装などにおいて、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、休憩施設の歩道の平板舗装などにおいて、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・バークたい肥	調達を実施する場合は、のり面緑化工や土壌改良工などにおいて、その使用を推進する。
・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、土壌改良工や植栽工事などにおいて、適用条件を考慮した上でその使用を推進する。
・LED 道路照明	調達を実施する場合は、設置個所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
・再生プラスチック製中央分離帯ブロック	調達を実施する場合は、中央分離帯において、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・セラミックタイル	調達を実施する場合は、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
・断熱サッシ・ドア	調達を実施する場合は、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
・製材	調達を実施する場合は、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。
・集成材	調達を実施する場合は、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。
・合板	調達を実施する場合は、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。
・単板積層材	調達を実施する場合は、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。
・直交集成板	調達を実施する場合は、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。
・フローリング	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
・パーティクルボード	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。

・繊維板	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
・木質系セメント板	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
・木材・プラスチック再生複合材製品	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
・ビニル系床材	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
・断熱材	調達を実施する場合は、建築工事における内装材などで、材料の特性に配慮するとともに、オゾン層を破壊する物質が使用されていないもの及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないものの使用を推進する。
・照明制御システム	調達を実施する場合は、建築設備工事において、事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
・変圧器	調達を実施する場合は、運用時の負荷率の実態に留意しつつ、その使用を推進する。
・吸収冷温水機	調達を実施する場合は、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
・氷蓄熱式空調機器	調達を実施する場合は、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	調達を実施する場合は、ガス供給状況、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
・送風機	調達を実施する場合は、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・ポンプ	調達を実施する場合は、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	調達を実施する場合は、建築工事において、建物の排水管及び通気用再生硬質塩化ビニール管を用いる場合は、供給状況に地域格差があること及び、使用部位、機能的特性に留意しつつその使用を推進する。
・自動水栓	調達を実施する場合は、建築設備工事において、不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
・自動洗浄装置及びその組み込み小便器	調達を実施する場合は、建築設備工事において、不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
・大便器	調達を実施する場合は、建築設備工事において、不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い

	箇所で、その使用を推進する。
・再生材料を使用した型枠	調達を実施する場合は、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝、排水ます等の小構造物において、その使用を推進する。
・合板型枠	調達を実施する場合は、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。

（建設機械）

・排出ガス対策型建設機械	調達を実施する場合は、各種作業等において、その使用を推進する。
・低騒音型建設機械	調達を実施する場合は、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域における各種作業等において、その使用を推進する。

（工法）

・低品質土有効利用工法	低品質土が発生する現場において、低品質土の改質等により現場内再利用できる工種等がある工事において、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・建設汚泥再生処理工法	建設汚泥が発生する現場において、現場内発生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。
・コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。
・路上表層再生工法	アスファルト舗装を行う現場において、本線・ランプ部以外の現場におけるアスファルト舗装の表層材料として、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・路上再生路盤工法	アスファルト混合物の層の厚さが１０㎝以下の道路を補修する場合において、施工の制約等を考慮した上で、その使用を推進する。
・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	道路等の切土、盛土法面において、その使用を推進する
・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	適用が可能である仮設工事の現場において、その使用を推進する。

（目的物）

・排水性舗装	調達を実施する場合は、道路交通安全上必要のある区間など適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・透水性舗装	調達を実施する場合は、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路等において、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・屋上緑化	調達を実施する場合は、荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、適用条件を考慮した上で、建物の屋上などでの整備を推進する。

２１．役務（２０品目）

・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務	新たに契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

２２．ごみ袋等（１品目）

・プラスチック製ごみ袋	新たに契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

［参考］過年度の特定調達品目

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
公共工事	70 品目	70 品目	70 品目
物　　品	194 品目	194 品目	197 品目
役　　務	20 品目	20 品目	20 品目

Ⅱ．特定調達物品等以外に調達する物品等の目標

特定調達物品以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークやエコリーフ等を参考にし、環境負担の少ない物品等の調達に努めるものとする。